

平成 25 年 1 月 1 日以降開始事業年度より、 消費税の納税義務の判定方法が変わります！

認定NPO法人NPO会計税務専門家ネットワーク

これまでは基準期間（原則として前々事業年度）の課税売上高が 1,000 万円を超えると消費税の課税事業者となりました。

平成 25 年 1 月 1 日以降開始事業年度においては、これまでの要件に加え、当課税期間の**前事業年度開始の日から 6 ヶ月間の課税売上高が 1,000 万円を超えた場合、当課税期間においては課税事業者となります。**前々事業年度に課税売上高がなかったとしても、前事業年度の課税売上高（受託事業、指定管理事業など）の状況によっては当課税期間より課税事業者となる場合もあり、注意が必要です。なお、課税売上高に変えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

1. 納税義務の判定

＜これまでの事業者免税点制度＞3月決算法人の場合

① H23.4.1～24.3.31	② H24.4.1～25.3.31	③ H25.4.1～26.3.31	④ H26.4.1～27.3.31
課税売上高 900 万円	-----	-----	-----
	課税売上高 2,500 万円	↓	↓
		免税事業者	課税事業者

基準期間の課税売上高が 1,000 万円を超えると課税事業者となります。

※基準期間とは、原則としてその事業年度の前々事業年度をいいます。

＜これまでの要件に加え、次の要件が追加されました＞3月決算法人の場合

① H23.4.1～24.3.31	② H24.4.1～25.3.31	③ H25.4.1～26.3.31	④ H26.4.1～27.3.31
課税売上高 900 万円	【特定期間】	-----	-----
	1,300 万円 1,200 万円	-----	-----
	課税売上高 2,500 万円	↓	↓
		課税事業者	課税事業者

○特定期間とは

特定期間とは、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後 6 か月の期間をいいます。この例においては、当事業年度（③H25.4.1～26.3.31）の前事業年度開始の日（H24.4.1）以後 6 か月の期間（H24.4.1～24.9.30）の期間をいいます。

※新たに設立した法人については、特定期間が異なる場合があります。

②の課税期間の 6 か月間（特定期間）の課税売上高が 1,000 万円を超えると、③の課税期間においては課税事業者となります。

なお、課税売上高に代えて、特定期間の給与等支払額の合計額が 1,000 万円超であるかによって判定することもできます。給与等支払額とは、特定期間中に支払った所得税の課税対象とされる給与、賞与等の合計額です。（未払給与等は対象となりません）支払明細書の控えや源泉徴収簿から所得税の課税対象とされるものを合計して算出してください。

【具体例 1：課税となる場合】

NPO 法人甲は、23 年度の課税期間の課税売上高は 900 万円でしたが、24 年度は行政からの受託事業があり、24 年度の課税売上高は 5,000 万円になる予定です。24 年度の上半期(H24.4.1～9.30)の課税売上高は 2,400 万円、給与等の金額は 1,100 万円になります。

① H23.4.1～24.3.31	② H24.4.1～25.3.31	③ H25.4.1～26.3.31
課税売上高 900 万円	【特定期間】	
	2,400 万円	2,600 万円
	課税売上高 5,000 万円	
	給与等	
	1,100 万円	
		課税事業者

原則：前々事業年度（H.23.4.1～24.3.31）の課税売上高 900 万円 ≤ 1,000 万円

特例：

- ① 特定期間（H24.4.1～9.30）の課税売上高
→ 2,400 万円 > 1,000 万円
- ② 特定期間（H24.4.1～9.30）の給与等支払額
→ 1,100 万円 > 1,000 万円

① ②のいずれも 1,000 万円超であるため、消費税の納税義務がある

【具体例 2：免税となる場合】

NPO 法人乙は、23 年度の課税期間の課税売上高は 900 万円でしたが、24 年度は指定管理を受注し、24 年度の課税売上高は 5,000 万円になる予定です。24 年度の上半期(H24.4.1～9.30)の課税売上高は 2,400 万円、給与等の金額は 800 万円になります。

① H23.4.1～24.3.31	② H24.4.1～25.3.31	③ H25.4.1～26.3.31
課税売上高 900 万円	【特定期間】	
	2,400 万円	2,600 万円
	課税売上高 5,000 万円	
	給与等	
	800 万円	
		免税事業者

原則：前々事業年度（H.23.4.1～24.3.31）の課税売上高 900 万円 ≤ 1,000 万円

特例：

- ① 特定期間（H24.4.1～9.30）の課税売上高
→ 2,400 万円 > 1,000 万円
- ② 特定期間（H24.4.1～9.30）の給与等支払額
→ 800 万円 ≤ 1,000 万円

① は 1,000 万円を超えるが、② は 1,000 万円以下であるため、消費税の納税義務はない。

2. 届出等

届出をする事由	届出書名	提出時期
特定期間の課税売上高が 1,000 万円超となったとき	消費税課税事業者届出書（特定期間用）	事由が生じた場合、速やかに提出
簡易課税制度を選択しようとするとき（※）	消費税簡易課税制度選択届出書	適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで

※簡易課税は、必ず有利不利の検討をした上で提出してください。